

ラオスにおける決済システム法の概要

2019年5月6日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1 はじめに

2018年4月23日から決済システム法（以下、決済法）が施行されています。決済法では、決済の形態を次の3つに分類しています（同法第10条）。

- ① 即時グロス決済システム(Real Time Gross Settlement)
- ② 自動資金決済システム(Automatic Clearing House)
- ③ 証券決済システム (Securities Settlement System)

今回発効された「2019年4月1日付 自動資金決済システムに関する合意 (No293/BOL)（以下、合意）」は、決済システム管理者¹に関する条件等について、決済法を基礎にさらに詳細に規定しています。ここでは、自動資金決済システム事業について解説致します。



2 自動資金決済システム (Automatic Clearing House、以下、ACH)

合意では、ACHを以下のとおり、定義しています（同合意第2条）。
「ACHサービス利用者とのネットワークシステムであり、小切手、送金、電子マネー及びカード等の手段により、送金、口座振込、口座振替を実施するための小口決済システム」

ACHは、次の3種類から構成されています（同合意第5条）。

1. ACHサービス利用者間の送金システム(Inter-Institution Fund Transfer System)
2. カード決済ネットワーク(Payment Card System)
3. 口座振替システム (Settlement System)

3 ACH管理事業者

上記、ACH管理者として事業を行うためには、以下の条件を満たす必要があります（決済法第28条及び同合意第11条）。

1. ラオス国内で登記した法人であること（但し一人会社は除く）
2. 既存の会社がある場合は、ACH管理事業を目的とした別の金融機関及び別法人を設立すること（但し、口座振替システム管理業者は、商業銀行が実施することが可能）
3. 最低でも株主の一人は、ラオス国籍者及びラオス居住者であり、全株式の10%以上を保有すること
4. 最低でも取締役²一人は、ラオス国籍者及びラオス居住者であること

¹同合意において、決済システム管理者は、ラオス中央銀行から許可を得たシステム管理事業者及びネットワーク利用者に対して決済サービスを提供する事業者と定義される（第3条）。

決済法において、決済事業者とは、「ラオス中央銀行（以下中銀）、商業銀行又は中銀から許可を得た法人で独自の決済システム又は他の決済システム管理者のネットワークを使用した決済システムを使用している事業者」（第30条）と定義されており、規制範囲は広いと考えられる。

5. 3年間の事業計画を提出すること

各種の登録資本金は、以下のとおり定められています（同合意第 12 条）。

1. ACH サービス利用者間の送金：100 億キープ（約 1 億 2,000 万円）
2. カード決済ネットワーク：100 億キープ（約 1 億 2,000 万円）
3. 口座振替システム：400 億キープ（約 4 億 8,000 万円）

複数の決済事業を実施する場合は、各種規定された登録資本金の内、いずれか高いほうを準備する必要があります。また、登録資本金総額の少なくとも 70%は現金で出資することが求められています（同合意第 12 条）。

4. 決済システム事業管理局（=ラオス中央銀行）

ラオス中央銀行が、決済システム事業を統括しており、事業許可証を発行しています。中央銀行は、事業申請書を完全に受理してから 45 日以内に事業の可否を検討しなくてはなりません（同合意第 13 条）。

事業許可証は 5 年間有効であり、更新する場合は、満期 45 日までに更新申請をする必要があります（同合意第 14 条）。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal

² 取締役、執行役員又はそれと同等の職位の者又は ACH 事業におけるすべての権原を有する管理監督者と定義される（同合意第 3 条）